

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布します。

平成十七年八月三十日

三重県公安委員会委員長 寺田直喜

三重県公安委員会規則第九号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

改正 平一八県公委規則第五号、平一八第一二号、平二一第一号、平二一第一二号、平二二第三号、平二七第九号、令元第六号、令元第八号、令三第十八号、令六第一号、令七第八号

(趣旨)

第一条 公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている手続等を国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、他の法令等に特別の定めのある場合を除くほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律、法律に基づく命令及び条例等をいう。

二 公安委員会等 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、三

重県警察本部長及び警察署長をいう。

三 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号及び情報通信技術利用条例第二条第六号に規定する申請等のうち、公安委員会等に対して行われるものをいう。

四 処分通知等 情報通信技術活用法第三条第九号及び情報通信技術利用条例第二条第七号に規定する処分通知等のうち、公安委員会等が行うものをいう。

五 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明すること

その他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

六 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであ

ることを証明するためには、電子的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項及び情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、公安委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものから入力し、又は送信することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

3 前二項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

二 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定をほかの法令等の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項の認定を受けた者が発行した電子証明書

四 警察本部長が告示で定める電子証明書（前三号に規定するものを除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が定める電子証明書

4 法令等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、公安委員会の定めるところにより当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5 法令等の規定に基づき同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に

より申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 公安委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、公安委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

7 公安委員会等は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

(情報通信技術による手数料の納付)

第四条の二 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第六項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第五条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第一項又是第二項の規定による入力が困難である場合

四 前三号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行つた日から一週間以内にしなければならない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第六条 情報通信技術活用法第七条第一項及び情報通信技術利用条例第四条第一項に規定する電子情報処理組織は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項又は情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を書面等により行うときには法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第六条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会等が定める方式
(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第九条 情報通信技術活用法第七条第五項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちに原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
(電磁的記録による縦覧等)

第十条 公安委員会等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録される事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。
(電磁的記録による作成等)

第十一條 公安委員会等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算

機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十二条 情報通信技術活用法第六条第四項及び情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第四条第三項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行つた者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。

2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行つた者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置とする。

（識別番号及び暗証番号の使用）

第十三条 公安委員会の指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いて申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、暗証番号を他人に知られることがないよう管理しなければならない。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会等が定める。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十二日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年六月九日三重県公安委員会規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年一月三十日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年十二月四日三重県公安委員会規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月五日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月八日三重県公安委員会規則第九号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（令和元年八月九日三重県公安委員会規則第六号）

この規則は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則（令和元年十二月十七日三重県公安委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年五月二十八日三重県公安委員会規則第八号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和六年一月五日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、令和六年一月十五日から施行する。

附 則（令和七年十二月五日三重県公安委員会規則第八号）

1 この規則は、令和七年十二月十五日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第五条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。